

池内 敏 著

絶海の碩學

——近世日朝外交史研究——

石 田 徹

一

本書の著者池内敏氏は、言わずと知れた近世日朝關係史の専門家であり、近年は『竹島問題とは何か』（名古屋大學出版會、二〇一二年）、『竹島』（中公新書、二〇一六年）と、「竹島／獨島問題」に關する本を世に問われていた。本書はその流れではなく、さらに前に著された『大君外交と「武威」』（名古屋大學出版會、二〇〇六年。以下前著）を承け、そこで「論じ切れなかつた」（一九頁）問題も含めて近世日朝關係とは何だったのかを考察する。

評者は、近代移行期の日朝關係を研究し、その延長線上で現在、本書でも論じられる「譯官使」に關する研究の緒に就いたばかりである。そうした身で、このように質量共に大きな研究書を評するのは無謀なことかもしれない。にもかかわ

らずお引き受けしたのは、一に今回の折角のお聲掛けを呑貨として、清水の舞臺から飛び降り、著者の胸を借りて學ぼうと考えたからである。非會員の評者に機會を與えて頂いたことを深く謝すると共に淺學菲才の身の蠻勇、平にご寛恕を乞うばかりである。

二

さて、本書は、四部構成一五章と二つの附論に序章・終章からなる。

序章 禪僧と「外交」の近世

第I部 朝鮮外交機構と以酏庵

第1章 以酏庵と輪番制

第2章 以酏庵輪番制考

第3章 二つの輪番制 —— 對馬以酏庵と釜山倭館東向寺

第4章 十八世紀の輪番制廢止論議

第II部 譯官使と朝鮮通信使

第5章 譯官使考

第6章 譯官使の接待空間

第7章 朝鮮通信使と以酏庵輪番制

第8章 朝鮮通信使延聘交渉と梅莊顯常

附論1 朝鮮「信使」と朝鮮「通信使」

第III部 漂流と漂流記

第9章 東アジア海域の漂流民送還體制

第10章 江戸時代日本に残された漂流記

第11章 薩摩船の朝鮮漂流記

第IV部 モノと言葉

第12章 江戸時代における日本人と朝鮮人の對話

第13章 梅莊顯常と朝鮮

第14章 十八世紀對馬における日朝交流 —— 享保十九年譯官使の事例

第15章 日朝間の贈物・詔物

附論2 幕閣の吐露した朝鮮認識と以酏庵僧

終章 日朝外交史上の江戸時代

以下、それぞれの内容を紹介する。

序章では、本書を通じた問いとして「以酏庵輪番制の研究史を踏まえた上で以酏庵僧の職務實態を具體的に追究し、もって日朝外交史上における江戸時代の歴史的的位置を再考」（二頁）することを挙げ、二つの大きな論點、すなわち、以酏庵（對馬に置かれた對朝鮮外交文書取扱機關）輪番制と東アジア國際秩序についての通説をそれぞれ確認する。前者の通説的理解は、〈徳川幕府が京都五山の僧を對馬以酏庵に赴かせ、朝鮮との外交事務に當たらせる〉もので、以酏庵は〈國書改竄が行われないように監察すること〉（幕府の意思を反映させること）が任務だったというものである。しかし、以酏庵輪番制の創出過程を『寛永丙子信使記録』から検討すると、そこに幕府の強い意志は看取できないと論ずる。

他方、東アジア國際秩序については「爲政者とりわけ中央政權にいる人たちの國際認識（世界觀）に即しての分析が先んじ」（二二頁）て行われ、中村榮孝氏による大君外交體制論や朝尾直弘氏による日本型華夷意識論が提示されてきた。

それに對し、田代和生氏は日朝通交貿易の具體的事例を積み上げて日本と朝鮮の通交關係が非對稱ながら名目上對等關係であることを明らかにした。これらの業績では、對馬を「中間に据える」「緩衝材・クッション」と捉えている（以下「クッション」論）。本書ではこうした通説も以酏庵輪番制の勤務實態や「對馬藩政史料」を用いて再検討する。また、これまでの近世日朝關係史研究を振り返り、通信使中心の研究であり、朝鮮から對馬に派遣されていた使節である「譯官使」についての研究が遅れていることを指摘する。

第I部では以酏庵輪番制を中心に制度の實態について考察する。第1章では「以酏庵とその輪番制に關わる基礎的史實の確認」（二三頁）を行う。一九一九年から二〇〇二年迄に出された一三本の論文をそれぞれを整理し、なかでも小早川欣吾「以酏庵輪番考」（一九三四年）を〈再發見〉し、「のちの研究に現れる論點のかなりの部分がすでに網羅されている」（二三頁）にもかかわらず、著者を含めこれまで看過してきたと指摘する。小早川によれば、以酏庵輪番制の「監察的機能」は寶曆一二（一七六三）年頃に認知されたが、現實には有効に機能していなかった。次いで、これら諸論に基づき以酏庵の概要を確認した上で、以酏庵僧に關聯する史料「以酏庵雜錄」から輪番僧梅莊顯常の輪番日記を紹介し、その生活を描き出す。

以上の確認を踏まえ、第2章では以酏庵輪番制が日朝間の外交文書管掌のために不可缺の存在だったか・幕府の意向を反映させるものだったか・幕府の出先機關として位置づけられるか・幕府が直接日朝外交に介入できたかを檢證する。その結果、以酏庵輪番僧はあらゆる外交文書に關與したわけではなかったため、幕府の出先機關と見なすことや、幕府の意向を反映させるためのものとは言い難いこと、他方、幕府が直接日朝外交に介入してくること自體が對馬藩にとつてはあつてはならないことであり、對馬藩眞文役の働きからは以酏庵輪番制が日朝間の外交文書管掌に不可缺の存在というわけでもなかったと論じる。以酏庵は、朝鮮宛ての外交文書が對馬藩だけで作成されているわけではないことを朝鮮側に示しうる存在である點に意味があつた。

第3章は、前章の内容を踏まえ、釜山草梁倭館に置かれた東向寺に對馬藩が輪番僧を派遣していた事實に着目し、對馬藩の外交文書點檢・作成能力を吟味する。東向寺輪番僧は清書役中のなかから個人單位で選ばれており、能力が重視されていた。以酏庵輪番制は、その能力養成の機會として、地理的に不利な對馬藩にとって重要な意味を持っていた。

第4章では、安永九（一七八〇）年に提起された以酏庵輪番制廢止論議に着目して、2章でも論じた、以酏庵を幕府の出先機關・對馬藩の監察機關と見なす通説を検證する。廢止論議は、のちに以酏庵輪番僧となる梅莊顯常により對馬の實情などに基づき提示され、加えて日朝外交の幕府直轄化も提案されたが、幕府は對馬藩の意向を踏まえて直轄化はせずに、以酏庵輪番制の維持を決める。以酏庵が擔う「監察」は當時からすでに「俗説中の俗説（俗儀之上之俗儀）」（二二三頁）とされており、日朝外交における對馬藩の恣意性の排除という「監察」は以酏庵僧の本來の任務ではなく、通説の理解は妥當ではないという結論を導く。

第II部は「譯官使」と「朝鮮通信使」についての論考となる。第5章は、これまで朝鮮と對馬との「私的」使節のように理解され、また對馬藩の財政援助の口實の一つとして注目されてきた譯官使について論ずる。大場生與「近世日朝關係における譯官使」（慶應義塾大學文學研究科修士論文、一九九四年）を踏まえつつ、韓國國史編纂委員會所藏の宗家文庫史料を用いて譯官使の基本的な事項について整理した上で、譯官使の五つの接待儀禮（茶禮・萬松院宴席・中宴席・以酏庵宴席・出宴席）を中心に検討する。譯官使の持參した文書は以酏庵僧が受け取り、對馬藩は譯官使滞在中の各節目で幕府に報告を行っていた。譯官使は對馬藩が招聘した公的な外交使節であって、以酏庵は譯官使に對して對馬藩「外」の公的な存在として振る舞うことで對馬藩の外交行爲に權威を與えていた。それゆえに以酏庵は對馬藩にとって不可欠な存在だった。

第6章では譯官使接待時の視覚的な接待空間のありよう、すなわち武具の置き方、掛軸と棚飾りの内容、上演する能の演目などを調べ、それぞれ一覽を作成して検討し、儀禮空間の再構成を行った。掛軸などの題材には日朝雙方に一定の價値觀の共有が見られた。これら儀禮のモデルは江戸城にあったのではないかと示唆しつつ、接待儀禮中、以酏庵宴席だけ

は對馬藩關係者が出席せず、「幕府の代行者たる」(一九七頁)以酌庵僧と譯官使とが會見する場だった點に意味を見出している。すなわち、譯官使は對馬藩と朝鮮だけでなく、幕府と朝鮮をもつなぐ使節だったのであり、通信使外交斷絶後は譯官使が日朝外交を補完していたとするに留まらず、より積極的に位置づけられるのではないかと示唆する。

第7章では、なぜ以酌庵僧が通信使の江戸行きに同行していたのかについて、韓國古典翻譯院の韓國古典總合データベースに登録されている『海行摠載』収録の朝鮮通信使紀行類を對象に、「以酌」「長老」「玄蘇(景轍玄蘇)」「玄方(規伯玄方)」の四つのキーワード検索の結果から一覽表を作成し、通信使の日記類に現れた以酌庵僧の姿を分析した。その結果、以酌庵は國家間の傳達行爲を擔當していたこと、以酌庵僧は自らが主體的に同行したのではなく基本的に對馬藩主の意向にしたがって、隨行していたこと、崔天宗殺害事件(二七六四年)前後を契機として以酌庵僧に自らを幕府寄りとする自我認識が生まれたこと、對馬藩が以酌庵僧を「江戸からやってきた僧だ」(二〇六頁)と朝鮮に説明していたことなどを突き止めた。とりわけこの最後の點では、對馬藩が通信使に對して以酌庵を對馬藩に對する監督官であるという説明を行っていたことを明らかにする。従來の通説的理解に通ずるものでもあるが、この説明は「對馬藩にとつて有益な虚構」(二〇七頁)だった。

第8章は、松平定信による朝鮮通信使延聘交渉・易地聘禮案に、以酌庵僧を経験した梅莊顯常が諮問應答という形で關與していたことに注目する。史料上の制約により定信と梅莊顯常のやりとりの内容は定かではないが、幕府と對馬藩とのやりとりから、以酌庵が對馬藩の「チェック機構」たり得ていないことを改めて明らかにした。

附論1では、韓國で發表された箕輪吉次「朝鮮通信使という名稱について」(二〇〇八年)を承け、「朝鮮通信使」という用語について、史料上の用語の整理・確認と、學術用語としての「朝鮮通信使」の用例を検討し、その結果、「朝鮮通信使」という用語自體は箕輪氏の指摘通り、その由來を史料に求めることは困難だが、むしろ一九七〇年代を前後する時期から、日本と韓國の善隣友好の時代の意義を再認識する過程で生まれ、定着してきた事實を見出している。

第Ⅲ部では主題が變わり、近世日朝間の漂流民送還について論じる。第9章では、近世の漂流民送還に關して、人々の善意に注目する木部和昭氏の議論と制度を強調する春名徹氏の議論との關係を検討し、江戸時代に整備された（漂流者の待遇は各漂着地ごとに異なるものの本人負擔無く母國に歸還できる送還制度）は、外國に對する體面と恩恵という理念によって支えられ、人々の善意だけでは完遂できない部分を國家の恩恵が補填していたという相互補完關係を見出す。さらに、かかる送還制度は近代に入ると漂流民送還費用の公的負擔から個人負擔への轉換が生じ、それまでアジア諸國をつないでいた「恩恵」という理念が後退したと述べる。

第10章では、春名徹氏による「漂流記」の定義（漂流口書・編纂物漂流記・爐邊談話型漂流記）と倉地克直氏による「漂流記録」の定義（口書・手書・問書・實録本）を踏まえ、石井研堂氏蒐集の漂流記一覽を足がかりに、まずこれまでの江戸時代の漂流・漂流記の研究が西洋世界への漂流に偏っていた状況を指摘する。その後、日朝雙方の關聯史料を基に近世日本人の朝鮮漂流記八件について、漂流記の内容から漂流過程・漂着地での様子・送還過程を丹念に跡づけ、江戸時代に残された漂流に關する史料（漂流記録）が廣く不特定多數の讀者を得る「漂流記」になったのは近代に入ってからであると論じる。

第11章では、朝鮮漂着事件で日朝雙方の事情聴取記録と漂流記三點を用いた比較検討が可能な、文政二年七月に薩摩藩士（安田喜藤太）らが朝鮮半島西海岸に漂着した事件を取り上げて検討し、日本の民衆の對外認識が近世から近代へと展開していく筋道を跡づけた。ここでは、筆談による意思疎通の中から相互の文化的共通性（中國古典・酒・煙草・風景）があったこと、武士としての自負心が直ちに朝鮮に對する優越感になっていたわけではないこと、小中華の意識も稀薄だったことなどを明らかにした。

第Ⅳ部はモノと言葉のやりとりから日朝交流の姿を考察する。第12章は、明和度の朝鮮通信使（癸未通信使（一七六三～一七六六）の通譯を介した日朝雙方の「對話」から意思疎通の狀況を検討する。従來の研究では、倭學譯官の日本語能力が

低下しているとされてきたが、それは朝鮮側の通譯（倭學譯官）には單なる語學の能力以上に實地の知識や相手に要求を飲ませる交渉力など、經驗的學習だけではない通譯の「質」が求められたためであること、單純な意思疎通であれば身分の低い者同士の間でも成立していたこと、その一方で、通信使の製述官（南玉）は、當時對馬藩の間でさえ、京都や江戸での言葉が分からないのだから倭學譯官とはいえ會話がままならないのは致し方ないと判斷していたことや、倭學譯官の能力如何に關わらず口頭傳達と文書が併用されていたことなどを明らかにした。

第13章ではみたび梅莊顯常に注目し、彼の筆談集『萍遇錄』や書翰に基づき、顯常と明和度通信使や朝鮮漂流民との交流の様子を追究している。明和度の通信使行で發生した崔天宗殺害事件をめぐることは、顯常と大坂西町奉行所與力との交流があったことを明らかにし、また以酌庵輪番僧としては漂流民の勘檢を行う際の顯常の眼差しが必ずしも對等な視線ではないものの「誠信義理」の恩情は否定できないこと、また顯常の文章から神功皇后三韓征伐の歴史を語ることと朝鮮蔑視觀とは、直結させるのではなく、區別して考える必要があることを論じた。さらに、中井積善（竹山）の「三韓征伐」が松平定信に影響を與えたとする通説に對し、定信は中井より前に顯常を通して「三韓征伐」史觀に觸れていたことを突き止めた。

第14章は享保一九年に對馬に來た譯官使の記録『海行記』と同時期の「對馬藩政史料」を相互参照して對馬藩の人々と譯官使との交流の具體相を描いている。對馬藩の人々は一定の割合で釜山草梁倭館勤務の經驗があるため、朝鮮側の役人と顔見知りになっており、譯官使一行として對馬を訪れた際、彼らは「再會」を祝っていた。この時期の對馬には雨森芳洲が健在で、彼は譯官使一行中の知人に孫を會わせるなどしていた。他方、譯官使一行中の醫術に心得がある者の元には、對馬府中の人々が治療や醫術を學ぶために集まっていたという交流の姿を描き出した。

第15章では、モノを介した日朝交流の實態を検討し、對馬から朝鮮にもたらされるモノについては、倭館勤務の人々が朝鮮東萊府側の人々の要望に應えるべくモノ集めに奔走していた様子を、他方、朝鮮から對馬にもたらされるモノについ

ては、對馬藩側が幕閣や文人の要望に應えるべく朝鮮書畫を要望していたことを、それぞれ「對馬藩政史料」を用いて明らかにした。

附論2では、以酏庵輪番廢止論議の過程で幕閣（勘定奉行松本伊豆守秀持）が示した朝鮮認識に注目し、朝鮮という國にほとんど接點の無い者（松本）には朝鮮に對する「ある種の」（四〇二頁）固定觀念が窺え、實際に朝鮮を知る者（以酏庵僧・梅莊顯常）にはそれがあまり見られないことを指摘する。なおここでは以酏庵輪番僧だった荊叟東瓊（建仁寺兩足院）の聞き書き「對州物語」の全文翻刻が示されている點も特筆すべきだろう。

終章では、以上の議論を踏まえ、改めて序章で擧げた問いに立ち返る。まず、以酏庵輪番制の歴史的評價については、國書改竄を防止するために導入された制度でも、對馬藩の恣意を排除する監察制度として導入された制度でも、朝鮮外交に幕府の意向を反映させるために導入された制度でもなく、對馬藩側の發意から始まった、對馬藩に利益のある制度であるとした。對馬藩は、以酏庵輪番制の存在によって、對馬藩が行う朝鮮外交に對外的權威と正當性を獲得し、さらに、對馬藩の外交文書作成能力を養成する上でも大きなメリットを得ていた。また「大君」號については、（將軍は「國王」を自稱しない）という確たる方針があった以上、朝鮮側が「王」「國王」の文字を欲すれば改竄するよりなく、用いなければ朝鮮側の使節が罰せられるという事態を回避するために、創出されたに過ぎず、ここに日本中心主義的思考を読み取る必要はないとする。

次に對馬藩の存在が幕府と朝鮮國王との間の「クツション」になったという通説については、近世日本が朝鮮とは對馬藩を介した間接的な關わり方をしたという限りにおいては誤りではないが、柳川一件時の幕閣の議論からは日本と朝鮮は執權同士は對等であるという意識が窺えたことを改めて指摘する。このことは、柳川一件において幕閣が日朝間の「クツション」としての宗氏の役割を重視していたわけではないことを示唆するものであり、「クツション」論は構想としては魅力的だが實證はできていないとして「クツション」論を含めた通説に再考を迫る。そして著者は「十七世紀から十九世

紀を通貫し、かつ東アジア全體を覆うような國際秩序としては、日本・中國（明清）・朝鮮三國を覆った漂流民の相互無償送還制度を挙げざるを得ない」（四二六頁）と述べる。

また、「小中華の意識」（四二七頁）についても、日本のそれが即朝鮮の蔑視につながるものではなく、幕府のスタンスは、意識よりもむしろ現實を重視するものであつて、蔑視は行動原理になつていなかったとする。そして最後に、江戸期の日朝外交の特徴を、〈禪僧に頼らずに武家自らの能力で外交文書を作成できるようになつたこと〉に見出し、一定期間の訓練で能力を養成できる近代外交への橋渡しとなつていたと結ぶ。

三

本書の特筆すべき點は、まず何よりも、從來の近世日朝關係史の通説、すなわち、以酹庵輪番制の位置づけ・對馬藩「クッシヨン」論・「大君」號と朝鮮の位置づけそれぞれに根本的修正を迫つてゐる點である。本書の各章は、著者の言葉借りれば「下から細かく積み上げ」（あとがき、四八五頁）た緻密な議論であるだけに、本書の議論は一つ一つに説得力がある。例えば以酹庵輪番制については、第I部各章はもちろんのこと、6章・7章でも以酹庵の位置づけに言及し、實證的に從來の通説とは異なる實態を浮き彫りにしている。

第二に、本書において、日本における「譯官使」研究が本格化した點を挙げたい。これまで日本での譯官使研究と言え、著者も言及している田代和生「渡海譯官使の密貿易」（『朝鮮學報』一五〇（一九九四年）のち『江戸時代朝鮮藥材調査の研究』慶應義塾大學出版會、一九九九年所収）、前掲大場生與「近世日朝關係における譯官使」のほか、仲尾宏「朝鮮渡海譯官使と對馬藩」（『京都藝術短期大學紀要「瓜生」』第一七號、一九九四年）が目立つ程度であつたから、數段の發展である。とりわけ萬松院宴席での東照宮參詣や以酹庵宴席における譯官使の「朝鮮國王之壽牌」拜禮の儀禮は、史料上の制約はあるものの、今後さらなる追究に値しようし、本書が提起した、〈譯官使は「私的」使節ではなくより積極的に「公的」使節と

見るべきで、単に通信使外交を補完する使節という位置づけに留まるべきではない」という主張もまた今後さらなる考察が望まれるところである。

第三に、本書の論證の緻密さの證の一つとして、ほぼ各章で提示される四〇に及ぶ一覽表（前に觸れたもの以外では、例えば、田中健夫『近代の國際關係と外交文書』（吉川弘文館、一九九八年）による以訶庵僧一覽を擴充整理した表や五山碩學一覽、對馬藩眞文役一覽（2章）、東向寺歷代僧一覽や輪番僧輩出寺庵一覽、清書役中と東向寺輪番一覽（3章）、譯官使一覽、譯官使・對馬藩往復文書一覽（5章）、贈物・詔物一覽、公家・大名に贈られた朝鮮産品一覽、以訶庵僧による取寄物一覽（15章）など）を挙げたい。著者はすでに處女作の『近世日本と朝鮮漂流民』（臨川書店、一九九八年）で「近世朝鮮人／近世日本人漂着年表」を作成しているが、その仕事ぶりは本書においても健在である。東向寺歷代僧一覽は約二百冊の『兩國往復書牘』から、6章の各一覽は主にマイクロフィルムで少なくとも百本を超える「譯官記録」（韓國國史編纂委員會所藏）が基である。これらは日朝關係最前線の具體相の理解を助けている。歴史學の基本といえればそれまでかもしれないが、それでもなお、その勞に深く敬意を表したい。これら数々の一覽表は日朝外交史研究の財産である。

第四に、以訶庵や「モノと言葉」に着目したことにより、日朝外交の最前線の具體相がその息遣いまで明らかにになってきたことを挙げたい。もちろんこれらの點は従來田代和生氏による一聯の研究によって明らかにされてきたところでもあるが、本書もまた、知られていなかった数々の日朝關係の具體相を描き出した。突飛にして牽強に過ぎるかもしれないが、評者にはこのことと、附論2で明らかにされた朝鮮を直接知る者とそうでない者との間には朝鮮認識に大きな違いが出るということとがオーバーラップする。つまり、このようにして當時の具體相を一つ一つ明らかにすることは、それだけ私たちが當時の實情を知り、擬似的ではあれ、朝鮮、という國に接點を持つことにつながる。とすれば、私たち自身の朝鮮認識も深まり、より重層的な日朝關係の敘述に近づけるのではないかと思うのである。ここに、著者が前著や本書で見せる、朝鮮蔑視觀の存在と日朝の上下關係とを安直に結びつけない慎重さの理由があると見るのは穿ち過ぎだろうか。

さて、評者には、かかる本書の主張を駁するだけの力は無いが、本書の通説批判を前にいくつかの疑問は浮かぶ。まず第一に、近世東アジアの國際秩序についてである。著者は「大君外交體制」「クツション」論を斥け、一七〇一―一九世紀にかけて東アジア全體を覆う國際秩序は日中朝間の漂流民相互無償送還制度を擧げざるを得ないと述べる。確かに、殘された史料を積み上げると、當時實際に有効に機能していた漂流民送還制度が浮き彫りになるのは事實である。

では、この主張は廣く（北）東アジア地域に敷衍することができるだろうか、それとも日本國內に限定されるのだろうか。この十數年、近世―近代東アジアの國際秩序については岡本隆司『屬國と自主のあいだ』（名古屋大學出版會、二〇〇四年）、同編『宗主權の世界史』（同前、二〇一四年）、荒野泰典「海禁・華夷秩序體制の形成」―荒野泰典・石井正敏・村井章介編『日本の對外關係―地球的世界の成立』吉川弘文館、二〇一三年所收）などをはじめ、多くの議論が重ねられてきたが、本書の主張はその中でどう位置づけられるだろうか。あるいは東アジアの華夷秩序論をも斥けるのだろうか。

確かに、漂流民送還制度は關係國間で了解され、實踐・運用され続けていた。しかし「漂流民送還制度が國際秩序である」とされると若干の戸惑いを覚える。單に「國際秩序」の定義問題なのかもしれないが、送還制度を組み込んだ、「國際秩序」は構想できないだろうか。例えば、眞壁仁氏が易地聘禮時に幕府内部で議論された禮的秩序のあり方に注目したように、日朝がどういふ場できかなる儀禮を用いるかが當時の東アジアの「國際秩序」を垣間見ることのできる瞬間なのであるまいか。また、著者も送還制度に關して「恩惠」（二六九頁）という概念を用いているが、ここでの「恩惠」とは要するに「君主の有徳性」の證であり、これは「華夷秩序」につながる議論となりはしないか。となれば自然と上下關係が生じてくる。ここでの上下關係は「有徳の君主」と「漂流民」との間に留まるのか、それとも「漂流民」の屬する國家（王朝）にまで延びていくのか。送還制度に内在する上下關係や「秩序」を見出していくことはできないだろうか。

關聯して第二に、「クツション」論をめぐる問題である。著者は「對馬を「クツション」にするためには幕府が對馬の「裏方」仕事を知らなければならない」というロジックを示し（四二二頁）、實際はそうではなかったと述べている。幕閣（井伊直孝）が朝鮮との對等外交を良しとしていたということもまた、「クツション」論の有效性への異議申し立てとなる。これらの主張はそれぞれ一理ある。その一方で、本書では幕府には朝鮮外交を直轄化する考えがなかったことが明らかにされ、また著者自身も認めているように、日朝の中央政府間に對馬藩が介在していたことは事實であった。とすれば、近世日朝關係は對馬を外しては成立しえなかつたという點は今なお妥當するはずである。

ここでの問題は、「クツション」にすることと「クツション」になつてゐること、言い換えれば、當時「意圖的にしてゐた」のか、後世から見ると「結果的にそう見える」のかの違いにあるのではないか。第一の點と關聯するが、ここに當時の「國際秩序」をい、ま論じる際に常につきまとう問題があるように思われる。すなわち、當時の人びとがどれだけ「秩序」に自覺的だったかということは後世の私たちからは容易に見えず、ともすれば後附けの枠に當てはめてしまひやすい。前著以來、著者は一貫してこうした點に注意深く抑制的である。

だが假にここで「クツション」論全體を否とした場合、柳川一件に際し、幕府は何故宗氏を選んだのかという問いに立ち戻ることにもなるうし、そもそも、では「對馬朝鮮關係」とは一體何なのかというより根本的な問題にぶつかることになりはしないか。朝鮮から見れば對日關係はまず「對馬」^③だったはずであり、そこに羈縻交隣と敵禮交隣の二つの交隣概念の交錯があつたはずである。

このように考えると、本書が改めて浮き彫りにしたのは、「體制」なり「制度」を立ち上げたときの當局者（當事者）の意向が、その後も受け継がれるのか否かということではなからうか。例えば「鎖國」概念が、寛政年間以降、松平定信らによって「祖法」として作られていったように、^④「大君」號などをめぐっても似たようなことが起きていたということはないだろうか。確かに2章で「大君」號の性格は、成立期に見られた「主從制に深く密着」（七七頁）したものが一八

世紀末にも繼承されていたことを突き止めているが、しかし他方で、例えば本書ならびに前著で言及された、「大君」號創出の發端である金地院崇傳の「王ノ字ハ古ヨリ高麗ヘノ書ニ不書也、高麗者日本ヨリハ戎國ニアテ申候」(六頁より再引用)という認識が、前著で明らかにされたように「禪僧集團の自尊心」によるもので、また、本書で改めて論じられたように、「大君」號に日本中心主義的な發想を讀み込まずとも良いものだととして、その結果を「先例」として受け繼ぐ中で、朝鮮との接點を持たない者が「三韓征伐」史觀や「太閤の事績」を媒介として、日朝間に上下關係を作り出していくということはなかったのだろうか。もし私たちが當時の國際状況を概念化・圖式化・一般化して、當時の國際秩序を描こうとする際には、それが「どの時期」のことなのか重要な要素としてあったことに改めて氣附かされる。

最後に、やや細かい疑問を一つ擧げておきたい。著者は、(幕閣の)「日本と朝鮮の執政間は對等だとする考え方は、當然に朝鮮國王と徳川將軍の對等を導くこととなる」(四一八頁)と論じているが、本當に「當然」導くのだろうか。周知のように、明治維新後の日朝外交はいわゆる「書契問題」で停頓したが、その際には、むしろ朝鮮國王と天皇との關係はともかく、外交上の執政である禮曹と外務省であれば對等だから執政間で文書をやりとりしたらどうかという「政府等對論」が見られた。⁵⁾つまり、著者の議論は「執政間が對等ならば朝鮮國王と徳川將軍は當然對等である」という論理であるのに對し、維新後の場合、「朝鮮國王と天皇との關係は決めたいが、政府間であれば對等だから、何とかできよう」という論理であって、ベクトルの向きが逆轉し、執政の對等と國家代表の對等は「當然」では結びつかなくなっている(あるいは結びつけようとしていない)。一七世紀前半の「當然」の論理はいつまで有効だったのだろうか。

五

以上、長々と書き聯ねてきた。本書は以酹庵輪番制の「監察」説や近世日朝關係における對馬の「クッション」論などの通説に對する異議申し立て、譯官使研究、梅莊顯常を中心とした「對馬での日常(出來事)」の具體相の追究など、扱

うテーマの幅廣さと實證の緻密さを兼ね備えており、間違ひなく近世日朝關係史研究を一段と深め、かつ新たな研究領域を切り拓いたと言つて過言ではない。本書をきっかけとして、今後より活潑な議論が生まれるだろう。それだけに評者の力不足がミスリードを招き、本書の價値を損なわせることになつていないかを畏れる。改めて著者・讀者諸賢にご海恕を乞うと共に、多くの方に實際に本書を手にとつて頂ければと願うばかりである。

※なお、本稿はJSPS科研費JP15K02837〔前近代日朝關係における『譯官使』の基礎的研究〕研究代表者・石田徹、JP17K03137〔『開港期』朝鮮を中心とする『交隣』の総合的研究…東アジア世界秩序の再検討の試み〕研究代表者・岡本隆司の助成を受けた成果の一部である。

註

- (1) すべてを擧げることとはできないが、『近世日朝通交貿易史の研究』創文社、一九八一年、本文でも言及した『江戸時代朝鮮藥材調査の研究』の他、『日朝交易と對馬藩』創文社、二〇〇七年、『新・倭館』ゆまに書房、二〇一二年、『朝鮮通信使が見た庶民藝能』三田史學會編『史學』第八六卷第一・二號、二〇一六年など。
- (2) 眞壁仁『徳川後期の學問と政治』名古屋大學出版會、二〇〇七年。また、明治七～八年の日朝外交交渉でも儀禮が急所だった。石田徹『近代移行期の日朝關係』溪水社、二〇一三年、第五章。
- (3) 関德基『前近代東アジアのなかの韓日關係』早稻田大學出版部、一九九四年、孫承詒『朝鮮時代韓日關係史研究』ソウル・지성의 샘、一九九四年、前掲『近代移行期の日朝關係』。
- (4) 藤田覺『近世後期政治史と對外關係』東京大學出版會、二〇〇五年。
- (5) 前掲『近代移行期の日朝關係』第三章。

二〇一七年二月 名古屋 名古屋大學出版會
 一二二種 一一四八九十九頁 六、八〇〇圓十税